

経過措置に係る
教職員の生年月日と定年年齢・雇用年齢上限の対応表

1. 改正前の定年年齢又は雇用年齢上限が「満 60 歳」である者（労務補佐員以外）

定年/雇用年齢上限 (年度) 生年月日	61 歳		62 歳		63 歳		64 歳		65 歳	
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
S38.4.2 ～ 39.4.1	(60 歳)	61 歳	再雇用 62 歳	再雇用 63 歳	再雇用 64 歳	再雇用 65 歳	－	－	－	－
S39.4.2 ～ 40.4.1	(59 歳)	(60 歳)	(61 歳)	62 歳	再雇用 63 歳	再雇用 64 歳	再雇用 65 歳	－	－	－
S40.4.2 ～ 41.4.1	(58 歳)	(59 歳)	(60 歳)	(61 歳)	(62 歳)	63 歳	再雇用 64 歳	再雇用 65 歳	－	－
S41.4.2 ～ 42.4.1	(57 歳)	(58 歳)	(59 歳)	(60 歳)	(61 歳)	(62 歳)	(63 歳)	64 歳	再雇用 65 歳	－
S42.4.2 ～ 43.4.1	(56 歳)	(57 歳)	(58 歳)	(59 歳)	(60 歳)	(61 歳)	(62 歳)	(63 歳)	(64 歳)	65 歳

2. 改正前の定年年齢又は雇用年齢上限が「満 63 歳」である者（労務補佐員）

定年/雇用年齢上限 (年度) 生年月日	63 歳		63 歳		63 歳		64 歳		65 歳	
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
S38.4.2 ～ 39.4.1	(60 歳)	(61 歳)	(62 歳)	63 歳	再雇用 64 歳	再雇用 65 歳	－	－	－	－
S39.4.2 ～ 40.4.1	(59 歳)	(60 歳)	(61 歳)	(62 歳)	63 歳	再雇用 64 歳	再雇用 65 歳	－	－	－
S38.4.2 ～ 41.4.1	(58 歳)	(59 歳)	(60 歳)	(61 歳)	(62 歳)	63 歳	再雇用 64 歳	再雇用 65 歳	－	－
S41.4.2 ～ 42.4.1	(57 歳)	(58 歳)	(59 歳)	(60 歳)	(61 歳)	(62 歳)	(63 歳)	64 歳	再雇用 65 歳	－
S42.4.2 ～ 43.4.1	(56 歳)	(57 歳)	(58 歳)	(59 歳)	(60 歳)	(61 歳)	(62 歳)	(63 歳)	(64 歳)	65 歳

※無期雇用教職員が定年退職した場合には、満 65 歳に達する日以後における最初の 3 月 31 日（以下「65 歳年度末」という。）まで再雇用の対象となる。なお、特定有期雇用教職員、有期雇用教職員又は時間雇用教職員である無期雇用教職員が定年退職する場合で、かつ本人が希望する場合には、65 歳年度末まで時間雇用教職員として再雇用することとなる。